諮問の概要

１　該当条文

・大阪府個人情報保護条例第７条第５項（要配慮個人情報の収集の制限の例外事項）

・大阪府個人情報保護条例第８条第２項第９号（目的外利用・提供禁止原則の例外事項）

２　趣旨・目的

1. 概要

　　　　　大阪府内の新型コロナウイルスの患者数が増加する中、その発生を予防し、まん延の防止を図るため、より効率的に患者情報を収集し、大阪府の保健所間で必要な情報共有を迅速に行えるよう、府として、新たに大阪府新型コロナウイルス対応状況管理システム（kintone）を開発・導入した。

　　　　　府保健所と政令・中核市保健所間における患者情報の共有については、府内の発生状況の迅速な把握や、クラスター発生の早期発見・早期対応を図るために必要があると考える。（目的外利用・提供）

　　　　　新型コロナウイルス感染症患者の病状等の患者情報については、社会的差別の原因となるおそれのあるものであり、その取扱いが不適正であるような場合には、個人利益の侵害のおそれが大きいことから、当該情報は「要配慮個人情報」であると考える。（要配慮個人情報の収集）

　　　　　ついては、個人情報の目的外利用と要配慮個人情報の収集について諮問を行うものである。

1. 事業概要

別紙１のとおり

1. 利用・収集する個人情報

別紙２のとおり

1. 利用・収集の必要性

　　　　　kintoneで患者データを全ての保健所が閲覧できることにより、大阪府における発生の状況や動向をリアルタイムに把握することができ、以下のような感染拡大防止策を早期にかつ積極的に講じることができる。

1. 保健所間の迅速な情報共有：報道提供等の手段では、情報共有に一定時間を要するが、kintoneだと即時に状況を把握することができる。また、大阪府の地理的な条件として、比較的小さな土地で交通網が発達しているため、保健所の区域をまたいだ人の移動は普遍的に行われている。特に近隣の保健所で患者数が増加した際には、当該保健所における今後の感染拡大を推定する材料として用いられている。
2. クラスター発生の早期発見：いち早く他地域で発生したクラスター情報等を知ることにより、所管の地域で有症状者が出た場合に、行動歴から感染源の推測が可能である。
3. 感染源や感染経路の探索：上記と同様に、保健所の区域をまたいだ感染経路の探索がクラスター対策上有用となる。
4. 広域的な入院調整のための情報共有：原則、入院調整は大阪府入院フォローアップセンターが担当するが、自宅療養中の患者の容態が急変した場合等は、保健所が夜間に緊急で入院の調整をせざるを得ないケースもある。その際にkintoneで広域的な医療提供体制の状況を共有することが重要である。また、感染拡大時にはセンターが広域的な入院調整を積極的に行うことから、他地域からの患者を受け入れることもあるため、即時性のある情報共有は必要不可欠である。
5. 所属における適正管理について

所属における当該情報の取扱いについては、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づいて、適正に行う。

①　当該情報の取扱職員をあらかじめ定める。

②　電磁的記録は、所属サーバー上にパスワードを設定して保存し、取扱職員以外が閲覧等できないようにするなど、厳重に保管するものとする。

③　電磁的記録の廃棄にあたっては、データを復元できないような措置を講じ、適切に処分する。